

○公務上の災害を防止するために必要な事業の実施について

(平成7年8月1日理事長決定)

第1次改正 平成15年4月23日

第2次改正 平成16年3月31日地基金第28号

第3次改正 平成18年3月31日地基金第21号

第4次改正 平成30年4月1日地基金第21号

地方公務員災害補償基金業務規程第25条の2第2項に規定する福祉事業については、次に定めるところにより取り扱うものとする。

第1 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業

1 事業の内容

地方公務員災害補償基金業務規程（以下「規程」という。）第29条の20第1項の「公務上の災害を防止するために必要な調査、研究、普及その他の活動を行う団体に対して、必要な情報の提供その他の援助を行う」とは、職員の公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害の発生状況、発生原因等の調査及び分析、作業現場における作業内容、作業環境等の実態の調査研究及びその改善対策の策定、広報活動、研修会等を通じた公務上の災害を防止するための方策の普及その他の公務上の災害の防止に資する活動（以下「防止活動」という。）を行う団体に対して、地方公務員災害補償基金が有する公務上の災害の発生状況等の情報の提供及び資金の助成等の援助を行うことをいう。（第2次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部）

2 事業の実施

- (1) 資金の助成等の援助は、公務上の災害の防止対策立案のためのモデル的な調査研究その他の公務上の災害の防止に特に資すると認められる防止活動を行う団体に対して、理事長が行うことができるものとする。情報の提供は、理事長及び支部長において行うことができるものとする。
- (2) 資金の助成等の援助を受けようとする団体の長は、理事長に申請書を提出するものとする。申請書には、防止活動の目的及び内容、防止活動に必要な経費その他必要な事項を記載し、関係書類を添付するものとする。理事長は申請書を受理した場合は、援助を行うかどうかについて決定し、通知するものとする。
- (3) 資金の助成等の援助を受けた防止活動を変更する場合は、当該援助を受けた団体の長は、理事長に変更届を提出するものとする。変更届には、変更の理由及び内容その他必要な事項を記載し、関係書類を添付するものとする。理事長は変更届を受理した場合は、変更後の援助の内容について決定し、通知するものとする。

3 防止活動の完了報告

資金の助成等の援助を受けた団体の長は、援助の対象となった防止活動が完了したときは、理事長に完了報告書を提出するものとする。完了報告書には、防止活動の実施状況及び経費に係る状況その他必要な事項を記載し、防止活動の成果物等を添付するものとする。

第2 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業

1 事業の内容

規程第29条の21第1項の「公務上の災害を防止する対策の調査研究」とは、公務上の災害に関する情報の収集（公務上の災害の防止に関する既存の情報の収集を含む。）、公務上の災害の発生状況、発生原因等の調査及び分析並びに公務上の災害を防止する対策（以下「公務災害防止対策」という。）の研究及び策定をいう。（第3次改正・一部）

2 事業の実施

- (1) 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業（以下「調査研究事業」という。）は、理事

長及び支部長が行うことができるものとする。

- (2) 支部長は、公務災害防止事業費の支出を伴う調査研究事業を行う場合は、理事長に協議するものとする。理事長は、協議を受けた場合は、承認を行うかどうかについて決定し、通知するものとする。
- (3) 支部長は、承認を受けた調査研究事業を変更する場合は、変更内容について理事長に協議するものとする。理事長は、承認した調査研究事業の変更の協議を受けた場合は、変更内容に関して承認を行うかどうかについて決定し、通知するものとする。

3 調査研究事業の完了報告

支部長は、承認を受けた調査研究事業が完了したときは、理事長に完了報告書を提出するものとする。完了報告書には、調査研究事業の実施状況及び経費に係る状況その他必要な事項を記載し、調査研究事業の成果物等を添付するものとする。

第3 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

1 事業の内容

規程第29条の22第1項の「前条第1項による調査研究の成果の普及を行うとともに、公務上の災害を防止する対策を推進する」とは、第2の調査研究事業の成果を基に、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に対し、公務災害防止対策を広報活動、研究会等により普及するとともに、公務災害防止対策のうち必要な事項について、地方公共団体及び地方独立行政法人における職場環境の改善等の公務災害防止対策の推進を行うことをいう。（第2次改正・一部、第3次改正・一部）

2 事業の実施

- (1) 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業（以下「普及推進事業」という。）は、理事長及び支部長が行うことができるものとする。
- (2) 支部長は、公務災害防止事業費の支出を伴う普及推進事業を行う場合は、理事長に協議するものとする。理事長は、協議を受けた場合は、承認を行うかどうかについて決定し、通知するものとする。
- (3) 支部長は、承認を受けた普及推進事業を変更する場合は、変更内容について理事長に協議するものとする。理事長は、承認した普及推進事業の変更の協議を受けた場合は、変更内容に関して承認を行うかどうかについて決定し、通知するものとする。
- (4) 啓発事業の実施については(1)～(3)の方法によらず、理事長が別に定めるところによることができる。（第1次改正・追加）

3 普及推進事業の完了報告

支部長は、承認を受けた普及推進事業が完了したときは、理事長に完了報告書を提出するものとする。完了報告書には、普及推進事業の実施状況及び経費に係る状況その他必要な事項を記載し、普及推進事業の成果物等を添付するものとする。